

青森県報

第二千八百五号

平成十九年
七月十三日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
漁船保険付保義務の発生	(三八地域局)	三
漁船保険付保義務の消滅	(同)	三
公 告		
製菓衛生師試験の施行	(保健衛生課)	四
肥料の登録	(食の安全・安心推進課)	四
肥料登録事項の変更	(同)	四
労働委員会		
あつせん員候補者の氏名等	(事務局)	五

告

示

青森県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
大友歯科医院	十和田市稲生町一三の二一六	平成 一四・二・一四
奥寺歯科医院	八戸市大字尻内町字島田一三の一	一六・四・一
官庁街歯科	十和田市西二番町一三の二	一七・一・三
伊藤内科医院	黒石市上町一〇の七	一九・三・三
坂本アレギー呼吸器科医院	弘前市大字安原二丁目一三の一〇	一九・四・三〇
番町眼科	八戸市大字番町二五名久井サンポービル二階	"
盛耳鼻咽喉科	黒石市大字浜町三	"
ふじた脳神経クリニック	むつ市中央二丁目五の五	"
山崎内科医院	三戸郡五戸町字狐森北一	"
ワカバ調剤薬局弘前上瓦ヶ町店	弘前市大字上瓦ヶ町五	一九・五・一
平川市国民健康保険平川病院	平川市柏木町藤山四七の一	一九・五・二
ハッピー・ドラッグ類家店	八戸市南類家三丁目一の一四	一九・五・三
施世院内科産婦人科クリニック	十和田市西三番町一の二八	"
第一薬局	十和田市東三番町八の四三	一九・六・三〇

青森県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定期月日
こずえ薬局若葉店	弘前市大字若葉二丁目七の二六	平成一九・五・一
山崎内科医院	三戸郡五戸町字野月一四の二二	"
さとう眼科クリニク	むつ市緑ヶ丘三五の一	"
ドレミ薬局	五所川原市字柳町四の九	"
盛耳鼻咽喉科	黒石市大字浜町三	"
医療法人胡桃会ふじた脳神経クリニク	むつ市中央二丁目五の五	"
番町眼科	八戸市大字番町二五名久井サンボートビル二階	"
坂本アレルギー呼吸器科医院	弘前市大字安原二丁目一三の二〇	"
ハッピー・ドラッグ田向店	八戸市大字田向字毘沙門平三三の二	一九・六・一
平川市国民健康保険平川診療所	平川市柏木町藤山四七の一	"
官庁街歯科	十和田市西一番町一三の二	一九・一・四
大友歯科医院	十和田市稲生町二〇の三四	一九・三・二五

青森県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所	事業所	指定期月日
名称	名称	年月日
主たる事務所の所在地	所在地	

有限会社どんぐり村	十和田市東二五番町二二の三	訪問看護ステーションどんぐり村	十和田市東二五番町二二の三	平成一九・四・五
-----------	---------------	-----------------	---------------	----------

青森県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
ワカバ調剤薬局弘前松森町店	弘前市大字松森町五三の五	平成一九・三・四

青森県告示第五百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業所	指定期月日
名称又は氏名	名称	年月日
主たる事務所の所在地又は住所	所在地	
居宅サービスの種類	居宅サービスの種類	
訪問介護	訪問介護	
短期入所生活介護	短期入所生活介護	

青森県告示第五百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社オ フィストマ ベチ	十和田市西二十 三番町三七の二	訪問介護	ヘルパ イシ ヨンス あさひ	十和田市西二十 三番町三七の二	"
有限会社メ ゾンリラ	八戸市江陽二 丁目一の三三	特定福祉 用具販売	指定福祉 用具貸与 事業所ク ローバ	八戸市南郷区大 字島守字米野二 の一	一九・六・六
黒石市農業 協同組合	黒石市一番町二 六	特定福祉 用具販売	JA黒石 市介護 福祉セ ンター	黒石市一番町二 六	一九・六・六

指定介護予 防サービス 事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サ ービス事業を 行う事業所	所在地	指 定 年 月 日
株式会社三 輪商事	弘前市大字代官 町一〇二	訪問介護 訪問介護	訪問介護 訪問介護	ヘルパ イシ ヨンス あさひ	十和田市西二十 三番町三七の二	平成 一九・六・三
社会福祉法 人桜木会	むつ市桜木町一 三の一	介護予防 生活介護	おのみな と	むつ市大湊新 町三〇の一〇	"	"
有限会社メ ゾンリラ	八戸市江陽二 丁目一の三三	特定福祉 用具販売	指定福祉 用具貸与 事業所ク ローバ	八戸市南郷区大 字島守字米野二 の一	一九・六・六	一九・六・六
黒石市農業 協同組合	黒石市一番町二 六	特定介護 用具販売	JA黒石 市介護 福祉セ ンター	黒石市一番町二 六	一九・六・六	一九・六・六

青森県告示第五百三十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四番地一七〇 濱田正隆	小川原湖
上北郡東北町旭北四丁目五三五番地一 濱田浩明	
上北郡東北町字鶴ヶ崎六番地二 鶴ヶ崎勝昭	

青森県告示第五百三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十九年七月十三日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	小川原湖
--------	------

公 告

製菓衛生師試験の施行

平成十九年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則（昭和四十四年五月青森県規則第三十五号）第三条の規定により公告する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十九年十月十四日（日）

2 場所

青森市中央三丁目二〇の三〇

県民福祉プラザ

二 受験願書受付期間

平成十九年八月十三日（月）から同月二十四日（金）まで。ただし、郵送による場合は、八月二十四日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局（保健所）、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課食品衛生グループで交付する。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十九年七月二日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三五八号	肥料の種類 加工家きん ふん肥料	肥料の名称 醗酵ペレツ ト鶏糞	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所
青森県第 三五九号	化成肥料	有機入り炭 素醗酵ペレ ット	窒素全量 三・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇	公定規格 のとおり	有限会社三沢 地域環境保 全組合 三沢市大字三 沢字庭構四五 四九
			窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	公定規格 のとおり	有限会社三沢 地域環境保 全組合 三沢市大字三 沢字庭構四五 四九

肥料登録事項の変更

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十九年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四七号	肥料の種類 甲殻類 質肥料 粉末	肥料の名称 カニ殻	生産業者の 氏名又は名 称 岡沼昭治	生産業者の住所 変更前 八戸市湊高 台七丁目二 七の二	変更後 八戸市白銀 台三丁目三 の二	変更 年月日 平成 一九・三・九
----------------------	---------------------------	--------------	-----------------------------	---	-----------------------------	---------------------------

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十九年七月十三日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職	業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士	
大澤 一寛	青森県労働委員会委員 弁護士	
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授	
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授	
前田 みき	青森県労働委員会委員	
上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長	
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長	
竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長	
村田 剛一	青森県労働委員会委員 株式会社とう監査役	
北村真夕美	青森県労働委員会委員 ㈱青森経営研究所代表取締役社長	
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子㈱代表取締役会長	

小山内良一	青森県労働委員会委員 あおぎんリース㈱代表取締役社長
工藤 義次	青森県労働委員会事務局長
下山 格	青森県労働委員会事務局次長
箱崎 吉行	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭